

競技規定

ワインディング部門

(1) 競技規定

- ア．ノーパート、シンメトリー構成とする。
- イ．ロッド(12mm以内)の本数は、60本以上とする。
- ウ．ロッドは4種類以上使用し、から巻き(乾燥状態)をしてはならない。
- エ．フロントからネープの方向に巻き、サイドは下方向に巻く。
- オ．巻く順序は自由とする。
- カ．ロッドはベース内に収める基本巻きとする。
- キ．輪ゴムのかけ方は1本1重とし、ロッドの中央にロッドと平行になるように掛ける標準的なものとする。
- ク．水ぬらしの水にリンス剤を入れて使用してもよい。

(2) 器具・用具

- ア．ワインディング用モデルウィッグ、クランプ等ワインディングに必要な用具を持参する。
- イ．ペーパー(白もしくは淡色)、ロッド、輪ゴム(白)を使用すること。

(3) 整髪料 不可

(4) 競技時間 1年生:30分、2年生:20分

(5) 禁止事項

- ア．規定以外の用具は持ち込んではいけない。
- イ．モデルウィッグに印(点や線等)を付けてはいけない。
- ウ．モデルウィッグに薬液処理(パーマ・ヘアカラー等)を行ってはならない。
- エ．モデルウィッグやクランプ等に目印となるものを付けてはいけない。
- オ．事前審査中は、モデルウィッグをまっすぐに立て、後頭部を自分自身に向けて審査を受けなければならない。
- カ．原則、踏み台を使用して競技を行ってはならない。
- キ．競技終了の合図の後、作品に手を触れてはならない。ただし、審査のため、顔面の向きを変える場合を除く。
- ク．競技終了後は、モデルウィッグをまっすぐに立て、顔面を指定された一定方向に向けて審査を受けなければならない。
- ケ．モデルウィッグは、人体モデルと同様に扱うこと。モデルウィッグの傾け角度は前後左右おおむね30度、回転角度は左右おおむね90度までとし、それ以上にしてはならない。
- コ．競技終了後、モデルウィッグおよびクランプ以外をすべて片付け、競技機の上や下に放置してはならない。
- サ．競技終了後、係員の指示に従い速やかに退場する。その際、作品に手を触れてはならない。

(6) 競技開始の状態

事前審査時間中に水ぬらしと根元から全体コーミングを行い、オールバックに梳かした状態とする。

競技規定

ウィッグ フリースタイル 部門

(1) 競技規定

- ア. 相対的に 2cm 以上カットすること。
- イ. 使用するドライヤーは、1200W 以下とする。
- ウ. ダブルコンセントは禁止とする。

(2) 器具・用具

使用するウィッグは自由とする。その他、競技に必要なすべての用具の使用を認める。

(3) 整髪料

美容週間協賛メーカーのスタイリング剤を使用すること。

(4) 競技時間 30 分

(5) 禁止事項

ヘアアクセサリ、エクステンションは禁止とする。

競技規定

フォト部門

(1) 競技規定

- ア．人物が写っておりヘアメイクによって写真の美しさが表現されている作品であること。
- イ．モデルの性別は自由、人数は1名とする。
- ウ．屋内・屋外での撮影のシチュエーションは自由とする。ただしヘアスタイル・メイクアップが明確に分かるものとする。
- エ．カラー・モノクロは自由とする。
- オ．背景色は自由とするが、ヘアデザインが見やすい背景で撮影をすること。
- カ．写真のデータ形式は、JPEGで2MB以上とする。
- キ．1応募に対し、1枚の作品を提出すること。
- ク．作品名を添えて提出すること。
- ケ．スマートフォン、カメラで撮影をすること。
- コ．WEB上で公開可能なモデルを使用しなければならない。
- サ．チームでの参加が可能です。エントリーシートに作品の担当を明記してお申込みください。

(2) 禁止事項

- ア．加工アプリでの撮影、および撮影画像（髪・顔）のレタッチ及び加工（加工アプリの使用等を含む）は禁止とする。
- イ．応募作品にテキスト、フォントの掲載は不可とする。
- ウ．著作権を侵害する作品（キャラクター等）は不可とする。
- エ．写真の背景に、著作権や肖像権に関わる建造物、建物、看板等を使用してはならない。また、第三者の写真、海外、美術品、衣装などの盗用、模倣は禁止とする。

(3) 注意事項

- ア．応募作品はオリジナル作品で、他のいかなるコンテストにも応募されていない、また今後も応募しない作品であること。
- イ．モデルは18歳以上。18歳未満の場合は親権者の同意を必要とする。モデル（プロモデルも含む）への肖像権許諾書を各自用意し管理すること。肖像権許諾書のフォーマットは問わないが、美容週間ホームページより参考フォーマットをダウンロードし使用してもよい。
- ウ．応募作品は、主催者及び協賛メーカー等のホームページ、各種SNS、業界紙、専門誌、その他広報物等に使用することがある。作品について、必ずカメラマン（本人でない場合）及び、モデルと著作権および肖像権について確認し、当団体の利用について同意を得る必要がある。
- エ．応募者は主催者に対し、非独占的に応募作品を使用できる権利及びこれを再許諾する権利を無償で付与するものとする。
- オ．(エ)の使用等により知的財産権等の侵害により紛争が生じた場合は、応募者が解決するものとし、これにより主催者等に損害が生じたときは、これを賠償しなければならないものとする。